

葛飾区生涯スポーツ課
公式ツイッター運用要領

令和3年5月14日
3 葛教ス第93号
課 長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、葛飾区教育委員会事務局生涯スポーツ課（以下、「生涯スポーツ課」という。）が開設する公式Twitter（以下、「公式ツイッター」という。）を区民等への情報提供媒体として適切に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) Twitter インターネット上で140文字以内の短い文章等を、不特定のインターネット利用者に共有できるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をいう。
(以下、「ツイッター」という。)
- (2) 公式ツイッター 生涯スポーツ課が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利、およびユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為、および投稿された記事をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信をすることをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(アカウント)

第3条 ツイッターのアカウントは、公式ツイッターの運用に従事する生涯スポーツ課職員が取得するものとする。また、取得したアカウントは、ツイートを行って情報を発信する際に使用する。

- 2 アカウント取得に使用するメールアドレスは、情報システム課が管理しているメールアドレスとする。
- 3 パスワードはセキュリティポリシーに従い定める。

(運営主体)

第4条 公式ツイッターの運営主体は生涯スポーツ課とし、アカウントの管理、ツイートの発信は公式ツイッター管理者が行う。

- 2 公式ツイッターを運営するにあたって、ツイートの作成、投稿の決定及び公式ツイッター管理者の選定は、生涯スポーツ課長が行うこととし、公式ツイッター管理者は、ツイートの作成、投稿にかかる事務を行う。
- 3 公式ツイッターのユーザー名はスポーツかつしか、アカウント名は sports_katsushikaとする。

(情報発信)

第5条 情報の発信は、生涯スポーツ課長の指示のもと公式ツイッター管理者もしくは生涯スポーツ課長が公式ツイッターから行うものとする。

(ツイート内容)

第6条 ツイッターで、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 生涯スポーツ課として発信の必要があるコンテンツ
- (2) 生涯スポーツ課から何らかの手段で区民等に情報提供したもの
- (3) その他、生涯スポーツ課長が適当と認めたもの

(メールアドレス・パスワードの管理)

第7条 公式ツイッター管理者にかかるアカウントのメールアドレス、パスワードは、従事する生涯スポーツ課職員が管理し、他に開示してはならない。

(意思決定)

第8条 情報の発信については、原則として生涯スポーツ課長の決裁を必要とする。ただし、ツイッターの特性や情報の発信の即時性を考慮し、事前に生涯スポーツ課長の判断を得ている場合には、公式ツイッター管理者が情報の発信をできるものとする。

(リプライ、リツイート、およびフォローの制限)

第9条 リプライは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したツイートを、特に生涯スポーツ課長が必要と認めるものはこの限りでない。

2 リツイートは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が発信したツイートを、特に生涯スポーツ課長が必要と認めるものはこの限りでない。

3 フォローは原則行わない。ただし、国、都、他自治体、公益法人等が開設したアカウントで、特に生涯スポーツ課長が必要と認めるものはこの限りでない。

(葛飾区公式ホームページへの表示)

第10条 生涯スポーツ課は、公式アカウントを葛飾区公式ホームページ上に記載し、情報の発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

2 生涯スポーツ課は、この要領を葛飾区公式ホームページ上に記載するとともに、第9条の制限事項を明示する。

(なりすましへの対応)

第11条 生涯スポーツ課は、なりすましを発見した場合は、葛飾区公式ホームページ等においてその旨を発信し、なりすましツイッターアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(投稿の削除)

第12条 ユーザーによる以下に定める投稿を禁止し、生涯スポーツ課は、予告なく削除することができる。

- (1) 法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など、生涯スポーツ課または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラムなど
- (11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (12) その他、生涯スポーツ課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページなどへのリンク

(遵守事項)

第13条 法令及びこの要領を遵守すること。

(その他)

第14条 その他、この要領の実施について必要な事項は、生涯スポーツ課長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和3年5月14日から施行する。